

苅田町 道路土工構造物個別施設計画

2023年(令和5年)3月策定



苅田町 建設課

■ 1. 計画対象施設の設定及び現状	1
1-1 計画対象施設の設定	
1-2 計画対象施設の現状	
■ 2. 基本的な考え方	2
2-1 基本方針	
2-2 点検	
2-3 評価	
■ 3. 施設の状態等	4
■ 4. 計画期間	5
■ 5. 対策の優先順位の考え方	5
■ 6. 対策内容・実施時期	5
6-1 対策内容	
6-2 実施時期	
■ 7. 対策費用の概算	6

(別添)

道路土工構造物点検計画・修繕計画表

1. 計画対象施設の設定及び現状

1-1 計画対象施設の設定

本個別施設計画は、苅田町が管理する下記の道路土工構造物 12 施設を対象とします。

表 1 種別毎の施設数

(令和 4 年 3 月末時点)

切土	盛土	合計
6	6	12

表 2 各種施設の概要

【切土】

切土法面、法面保護施設(吹付モルタル、のり枠、擁壁、補強土等)、排水施設等のことです。

【盛土】

盛土法面、法面保護施設(擁壁、補強土等)、排水施設等のことです。



土町 6007-No. 8



土町 2653-No. 12

1-2 計画対象施設の現状

町内の道路施設は、高度経済成長期から集中的に整備されており、今後急速に老朽化していくことが懸念されます。

2. 基本的な考え方

2-1 基本方針

将来にわたって道路土工構造物を安全に利用していくため、計画立案・点検・判定・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・修繕を行います。

これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。

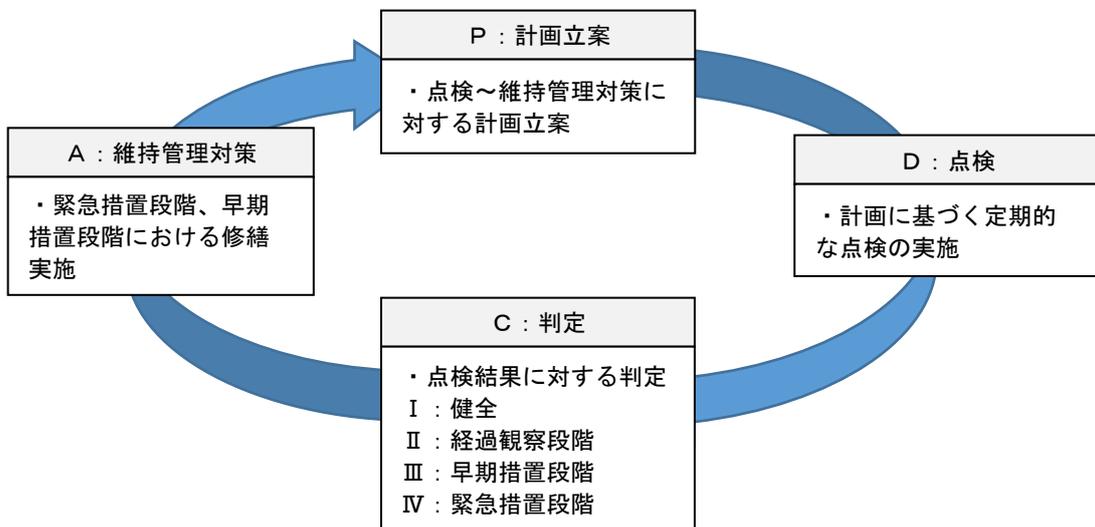


図 1 PDCA サイクル型維持管理

2-2 点検

苅田町が管理する道路土工構造物は、日常点検（巡視）及び定期点検を実施しています。これらの点検は、「道路土工構造物点検要領（暫定版）（令和4年3月：国土交通省道路局）」を参考に実施します。

2-3 評価

点検を行う施設は、変状状態に応じて、4段階（Ⅰ～Ⅳ区分）で区分するとともに、区分に応じ適切に措置を講じます。

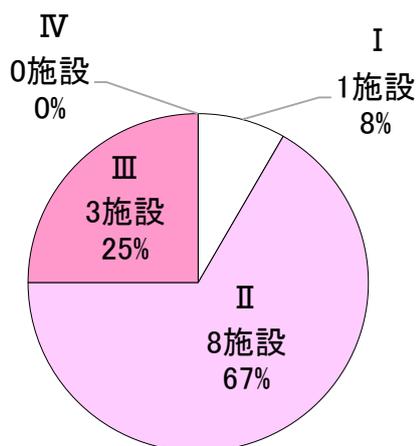
表 3 判定区分

判定区分		判定の内容
Ⅰ	健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要でない場合
Ⅱ	経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合
Ⅲ	早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合
Ⅳ	緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合

3. 施設の状態等

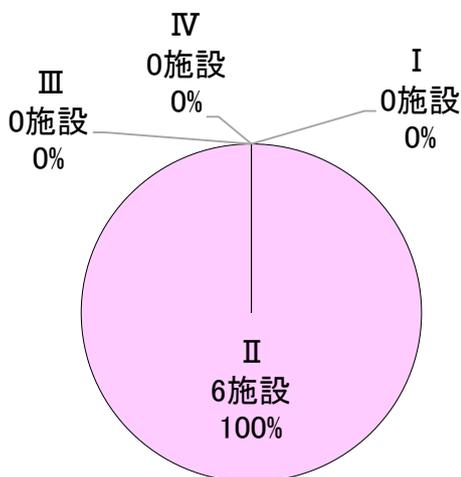
点検により、I～IVに区分した施設総数は、12施設です。

そのうち、I区分（健全）は約8%、II区分（経過観察段階）は約67%、III区分（早期措置段階）は約25%です。現在、IV区分（緊急措置段階）に該当する施設はありません。

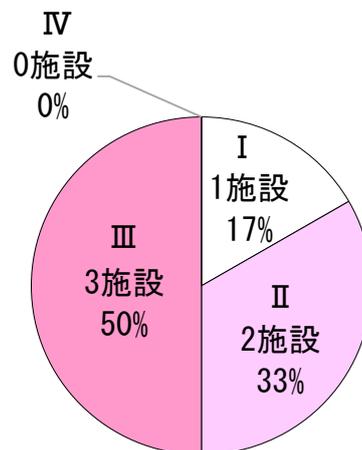


判定区分		施設数
I	健全	1
II	経過観察段階	8
III	早期措置段階	3
IV	緊急措置段階	0
合計		12

<対象施設合計>



<切土>



<盛土>

図 2 判定区分別の施設割合

4. 計画期間

計画期間は、令和12年度（2030年度）までとします。

5. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、健全性の他、利用者および第三者への影響や路線の重要度を総合的に勘案して判断します。

判定区分Ⅲ（早期措置段階）に判定された施設の対策を推進します。

6. 対策内容・実施時期

6-1 対策内容

点検結果に応じ、切土法面については、吹付面のひび割れや剥落等の変状に対して、盛土法面については、盛土材の流出や排水施設の変状等に対して、機能や耐久性等を回復させる措置を講じます。

6-2 実施時期

表4 修繕計画表

(施設数)

判定区分	合計	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027) 次回点検	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
Ⅲ	3	0	1	1	1	0	0	0	0

※判定区分Ⅲ（早期措置段階）の施設については、令和8年度(2026)までに対策を実施します

※令和10年度(2028)以降の修繕計画については、劣化が進行し、判定区分Ⅰ、Ⅱが

一定数、区分Ⅲとなることを推計したものです

今後の点検結果や対策の実施状況を踏まえた上で、適宜、計画を更新し、対策を実施することとします。

7. 対策費用の概算

表 5 対策費用の概算

(単位：百万円)

施設種類	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度～令和10年度 (2023) (2028)
道路土工構造物	42	0	0	0	151

※令和元年度(2019)～令和4年度(2022)は実績値を記載しております。

※令和5年度(2023)～令和10年度(2028)は概算値であり、実際の前算や事業費とは異なります。

道路土工構造物点検計画・修繕計画表

【判定区分】Ⅰ：健全 Ⅱ：経過措置段階 Ⅲ：早期措置段階 Ⅳ：緊急措置段階

No.	【管理番号】	路線名	延長 (m)	最大のり高 (m)	代表 勾配	市町 村名	点検計画【○】・修繕計画【●】・撤去計画【×】							点検 年度	施設毎の 判定区分	講ずる措置の内容	
							2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度				2030 年度
1	4062100002660 -2-0010-0	新津イノ山1号線	71	2.0	1.8	苅田町					○				2022	Ⅱ	
2	4062100002501 -3-0010-0	鳴光線	65	6.5	0.4	苅田町					○				2022	Ⅰ	
3	4062100003001 -3-0010-0	八田山・村中線	58	5.3	0.3	苅田町	○	○	●	○	○				2022	Ⅲ	グラウンドアンカー工等抑止工
4	4062100003021 -1-0010-0	松蔭・葛川線その2	127.5	6.3	1.0	苅田町					○				2022	Ⅱ	
5	4062100003021 -1-0020-0	松蔭・葛川線その2	117.2	3.6	1.0	苅田町					○				2022	Ⅱ	
6	4062100006007 -1-0010-0	南原・殿川線	264.2	5.4	0.0	苅田町					○				2022	Ⅱ	
7	4062100006007 -1-0020-0	南原・殿川線	240	6.7	0.0	苅田町					○				2022	Ⅱ	
8	4062100006015 -1-0010-0	尾倉・与原線	223.8	7.3	0.0	苅田町					○				2022	Ⅱ	
9	4062100006015 -1-0020-0	尾倉・与原線	223	7.5	0.0	苅田町					○				2022	Ⅱ	
10	4062100002653 -2-0010-0	新津堀田・石原畑線、 他2路線	136	12.0	2.0	苅田町	○	○	●	○	○				2022	Ⅲ	グラウンドアンカー工等抑止工
11	4062100007077 -3-0010-0	松蔭・葛川線	93.2	4.5	0.3	苅田町					○				2022	Ⅱ	
12	4062100002209 -2-0010-0	与原ポートビューハイツ 1号線	81	2.5	2.0	苅田町	○	○	●	○	○				2022	Ⅲ	グラウンドアンカー工等抑止工

※ ○○：年2回点検、○：年1回点検を実施、●：修繕計画

※令和10年度(2028年度)以降の修繕施設については次回点検結果をもとに計画します